

年金所得者の市県民税申告および確定申告が

『予約制』になります

①年金所得がある人

申告相談会場の新型コロナウイルス対策として『予約制』とします。
下記（ア）または（イ）の方法で予約をしてください。
自書申告コーナーでご自身でパソコン入力をする人は予約不要です。

②年金以外の所得の人
(年金がある人は①です)

職員及び税理士の対面受け付けはありません（昨年度と同じです）。
ご自身でパソコン入力をするため予約不要です。

（ア）スマホ または インターネットによる予約

令和3年2月5日（金）から24時間受付

URL <https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/shizei/O15.php>

または

QRコード



へアクセスし、ご希望の日時ほか必要事項を入力してください。

（イ）電話による予約（スマホ または インターネットをご利用できない方）

令和3年2月5日（金）から市役所の開庁時（8：30～17：00、土日祝日除く）受付

専用電話番号 092-692-1104 へご連絡いただき、以下の内容をお伝えください。

- ① ご希望の日時
- ② 氏名
- ③ 住所
- ④ 電話番号
- ⑤ 所得の種類（年金所得と不動産所得、年金所得と給与所得など）

税の申告のご案内

申告期間：令和3年2月16日（火）～3月12日（金）※土日祝日は除く

受付時間：9時～12時、13時～16時

※自書申告コーナーは12時から13時まで閉鎖します

申告会場：古賀市役所 第2庁舎5階 501～503会議室（旧大会議室）

※会場に入られる時は、マスク着用をお願いしています。また、検温にご協力ください。

なお、37.5度以上の方や明らかな咳などの風邪症状がある場合は原則ご遠慮いただきます。

※予約をせずに来られた方は、自書申告コーナーでパソコン入力をしていただくか、キャンセル等の空き時間が出たところに順番にご案内いたします（キャンセルがない時は、後日の予約をご案内いたします）。

※国税庁のホームページから確定申告書を自分で作成し印刷して、市税課の窓口を設置してある税務署行きのポストに投函することができます（2月16日～3月12日）。切手は不要です。



申告当日に必要な書類等（無いと申告ができません）

収入がわかるもの

- ・給与、年金（企業年金も含む）等の源泉徴収票など
- ・不動産所得・農業所得・営業所得を有する方は収支内訳書が必要です
収支内訳書を作成していない方は申告ができません。必ず事前に作成のうえ、帳簿や領収書、交付金に関する通知など収支がわかるものも併せてお持ちください。

控除がわかるもの

- ・生命保険、個人年金、地震保険・国民年金保険料等の控除証明書
- ・国民保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書や納付証明書
- ・寄附金控除がある方は、寄附金の領収書（ふるさと納税でワンストップ特例制度を利用された方も、確定申告をする場合は領収書が必要です）
- ・医療費控除がある方は、所定の必要事項をまとめた「医療費の明細書」を添付することが義務化されました。明細書を事前に作成してお持ちください。
- ・心身に障害がある方は障害者手帳等

その他

- ・印鑑（朱肉を使う認印などは可、スタンプ印・ゴム印などは不可）
- ・本人名義の口座番号がわかるもの（通帳等）
- ・申告者ご本人および被扶養者のマイナンバーが分かるもの
- ・本人確認ができるもの（運転免許証など）

下記所得の方は市役所で確定申告ができません （香椎税務署での申告になります）

- ・土地や建物、株式等の譲渡所得
- ・事業所得（所得48万円を超える方）
- ・青色申告
- ・住宅借入金特別控除
- など

以下の条件を満たす方は所得税の確定申告の義務はありません

- ・公的年金の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方
- ・給与所得者で、年末調整を行っており、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・所得よりも所得控除が大きい方（所得税がかからない方） など

ただし、上記に該当する方でも各種控除の申告をされると、市県民税の計算に有利になる場合があります。

お問い合わせ
古賀市役所 市税課 市民税係
092-942-1126





各会場で
申告できる
申告相談内容

		申告受付の期間・時間・場所		
		1/26~3/15 9:00~16:00	2/3~2/5 10:00~15:00	2/16~3/15 9:00~12:00 13:00~16:00
		香椎税務署(※1)	還付申告センター イオンモール福津(※1)	古賀市役所5階
事業	営業など	○	×	△
	農業	○	×	△
不動産		○	×	△
配当		○	○(※2)	△(※2)
給与		○	○	△
雑	公的年金など	○	○	○
	その他	○	○	△
総合 譲渡	短期	○	×	×
	長期	○	×	×
一時		○	○	△
分離課税 (土地・建物、株式の譲渡など)		○	×	×
住宅借入金特別控除		○	○	×
雑損控除		○	○	×
事前予約(※3)		あり	なし(先着順)	あり

(※1) 裏面の「税務署からのお知らせ」をご確認いただくか、直接香椎税務署(092-661-1031)へお問い合わせください。

(※2) 総合課税のみ相談可。申告分離課税を選択する場合は香椎税務署へ。

「△」については、原則自書申告コーナーへのご案内になります。自書申告コーナーは入力のサポートのみです。

(※3) 香椎税務署はコロナ対策として事前予約となります。詳しくは、香椎税務署へお問い合わせ、もしくは国税庁HPまたはQRコード



← 仮の QR コード



【裏面もご覧ください】

税務署からのお知らせ

確定申告会場は、1月26日（火）から開設します

所得税・贈与税の申告と納付は 令和3年3月15日（月）まで

個人事業者の消費税の申告と納付は 令和3年3月31日（水）まで

◆◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、お知らせとお願い◆◆

令和2年分の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。ご来場いただく納税者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

感染防止の観点から、多くの方が訪れる会場ではなく、

ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください！

【確定申告会場】

会場

香椎税務署

〒813-8681

福岡市東区千早6丁目2番1号

期間

令和3年1月26日（火）

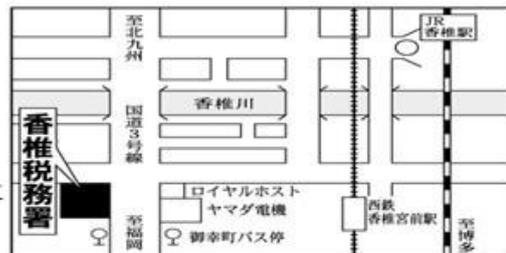
～令和3年3月31日（水）

※土・日曜日・祝日は休みとなります。

ただし、2月21日（日）、2月28日（日）に限り確定申告会場を開設します。

受付

午前9時～午後4時



※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用ください。ご協力をお願いします。

※混雑回避のため、待合スペースを縮小しています。

出張申告会場のご案内

会場

イオンモール福津

2階イオンホール

福津市日崎野6丁目16番1号

期間

令和3年2月3日（水）

～令和3年2月5日（金）

受付

午前10時～午後3時

※受付終了時間は早まる場合があります。

（人数制限あり、250名ただし最終日は、150名。）

※所得税の還付申告の申告会場です。事業を営まれている方、不動産所得がある方、不動産等の譲渡所得がある方及び相続税・贈与税の申告又は相談を行う方等は受け付けていません。

※イオンモール福津へのお問い合わせはご連絡ください。

【裏面もご覧ください】